

卷末資料

名張市における日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することを可能とする観点から、名張市では、次の考え方を基に、平成18年度から以下の5つの日常生活圏域を設定しています。

- ・高齢者にとって身近な地域であること。
- ・地域でのインフォーマルなサービスを有効に利用できる範囲であること。
- ・公的サービス提供の基盤整備が可能な範囲であること。
- ・地域づくりを進めている市内15地区をベースとすること。
- ・交通事情その他の社会的条件を勘案すること。

名張市における日常生活圏域<概況>

日常生活圏域		人口	高齢者人口	高齢化率	要介護(要支援)認定者数
1	名張・鴻之台希中央	8,900人	2,418人	27.2%	472人
2	蔵持・梅が丘・薦原	12,805人	2,674人	20.9%	451人
3	桔梗が丘・美旗	22,276人	6,346人	28.5%	1,007人
4	つつじが丘・国津 比奈知・すずらん台	20,671人	5,780人	28.0%	875人
5	錦生・赤目 箕曲・百合が丘	16,353人	4,404人	26.9%	793人
名張市計		81,005人	21,622人	26.7%	3,598人

平成27年1月1日現在



名張市介護保険推進協議会委員名簿

平成27年1月1日現在

	氏名	区分	所属機関
会長	白澤 政和	その他市長が必要と認める者	桜美林大学大学院老年学研究科
副会長	矢倉 政則	その他市長が必要と認める者	名賀医師会
委員	松浦 一郎	被保険者代表者	名張市老人クラブ連合会
委員	廣野 光子	被保険者代表者	がんを明るく前向きに語る・金つなぎの会
委員	増井 明	サービス提供事業者代表者	社会福祉法人 名張厚生協会
委員	柴原 慶一	サービス提供事業者代表者	医療法人 福慈会
委員	田中 耕造	公益代表者	名張市民生委員児童委員協議会連合会
委員	生田 茂夫	公益代表者	名張市社会福祉協議会
委員	林 美佐子	その他市長が必要と認める者	名張市家族介護者「楓の会」
委員	中坪 哲也	その他市長が必要と認める者	伊賀歯科医師会
委員	渕矢美寿代	その他市長が必要と認める者	
委員	村上 博之	その他市長が必要と認める者	名賀保険薬局会

名張市老人保健福祉計画・介護保険事業計画 策定経過

年 月 日	概 要
平成26年 2月14日から 3月7日まで	高齢者生活アンケート調査・要介護認定者生活アンケート調査 (高齢者1,800人、要介護・要支援認定者700人 計2,500人)
5月28日	第1回介護保険推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ニーズ調査結果(速報)について ・新しい総合事業について(現在の名張市介護保険事業と要支援者の状況について) ・事業計画書の骨組みについて ・今後の推進協議会の開催予定について
7月3日	第2回介護保険推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・医療介護総合確保推進法の成立について ・重点取組事項について
8月8日	第3回介護保険推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・新しい総合事業について(新しい総合事業の指針(ガイドライン)及び名張市版新しい総合事業のサービス利用の流れとサービス体制) ・地域包括支援センターとまちの保健室の今後の発展について ・日常生活圏域ニーズ調査の調査結果について
9月9日	第4回介護保険推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、政策目標、重点取組事項について
10月10日	第5回介護保険推進協議会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念・政策目標・重点取組事項の修正について ・高齢者施策の推進 ・介護保険サービスの事業量等の見込
10月30日	主管室長会議
11月6日	庁議
11月11日	教育民生委員会

年 月 日	概 要
12月 8日から 平成 27年 1月 7日まで 平成 27年 1月 13日 1月 20日 1月 26日 2月 3日 3月 1日	パブリックコメント実施 ・名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂）（素案） 第6回介護保険推進協議会 ・パブリックコメントの結果報告について ・第1号被保険者保険料基準額の算定について 主管室長会議 庁議 教育民生委員会 3月議会 ・介護保険条例の一部を改正する条例の制定 名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂）策定

平成27年 3月24日

名張市長
亀井利克様

名張市介護保険推進協議会
会長 白澤政和

**名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂）
に関する提言について**

名張市介護保険推進協議会は、名張市における老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・見直し及び円滑かつ適切な事業の実施に資することを目的として設置されています。

今回の老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しにあたっては、これまで6回にわたり会議を開催し、慎重な審議を行ってきました。

今後、「名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂）」を推進されるにあたっては、当推進協議会の意見を充分尊重されますとともに、「超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの推進」に向けて、本計画を具体化していくよう切に要望し、別紙のとおり提言いたします。

名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂） に関する提言

現在、日本においては他国に類を見ない著しい高齢化の状況にあります。さらに2025年に団塊の世代が75歳を迎えるにあたり、後期高齢者が増加することで医療・介護サービスの多様化、サービス量の増大が見込まれます。このような状況を踏まえて、高齢者がいつまでも尊厳のある生活が続けられるように、介護、医療、生活支援等といった包括的な支援、様々な担い手によるサービスの提供体制（地域包括ケアシステム）を構築し充実させていくことが求められています。

今回策定する名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）・介護保険事業計画（第5次改訂）では、在宅医療・介護連携の推進、認知症ケアの推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、高齢者の住まいの安心と安全の確保の4つを重点事項とし、これまでの名張市独自の地域福祉施策を基盤に、地域包括ケアシステムをどのように構築し、いかに充実させていくかの具体的な取組を示す必要があります。

当推進協議会では、「超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの推進」に向けて、次のとおり提言します。

1. 計画に基づく取組に対し、実施状況等を把握し、介護保険推進協議会において進捗状況の評価を年1回以上受けること。
2. 地域ケア会議を通じ、地域の特性や課題を把握し施策に反映していくとともに、地域の課題を地域づくり組織や地域住民自らが認識することで、自ら対応する努力や地域支え合い（互助）の意識が醸成されるよう体制づくりに努めること。
3. 新しい総合事業の実施にあたっては、支援を必要とする人が必要なサービスを引き続き受けられるようしくみづくりを充分検討する上で、地域の実情に応じて、高齢者を支援する地域づくり組織、有償ボランティア組織、社会福祉法人、NPO 団体等多様な担い手による多様なサービスを充実させていくこと。
また、多様な担い手については、地域住民を主体とする取組を積極的に支援し、地域の支え合い体制づくりを推進すること。
4. 高齢者が増加する中で、在宅での療養を希望する患者や家族のニーズに対応するため、在宅療養環境の充実に取り組み、地域の医療と介護・福祉関係者が連携を強化し、多職種協働で包括的な支援を提供できる体制を構築すること。

用語の解説

用語	意味
あ 新しい総合事業	79 頁参照。
一般世帯	住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。
一次予防事業 二次予防事業	一次予防とは、すべての高齢者を対象にした、生活機能の維持または向上を図るための事業。二次予防は、要介護状態・要支援状態にはないが、そのおそれがあると考えられる高齢者を対象として要介護状態等になることを予防する活動等を実施する事業。
インフォーマルサービス	制度に基づいたサービスをフォーマルサービスと呼ぶが、その対語として使われる。ボランティア・NPO・自治会等地域住民もしくは近隣住民が行う、高齢者の見守りその他ボランティア活動など地域の自発的なサービスのこと。
NPO法人	特定非営利活動法人の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
か 介護支援専門員	要介護者または要支援者（以下「要介護者等」という。）からの相談に応じ、心身の状況等に応じ適切なサービスを受けられるようにサービス事業者等との連絡調整等を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識・技術があるものとして介護支援専門員証の交付を受けた人。
介護相談員	介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する人の話を聞いて相談に応じるなどの活動を行う人。
介護保険認定審査会	要介護認定の審査判定を行うため、市町村の附属機関として設置され、保健・医療・福祉の学識経験者で構成されている。
介護予防	高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。
核家族	(1) 夫婦とその未婚の子女、(2) 夫婦のみ、(3) 父親また

は母親とその未婚の子女、のいずれかから成る家族。

居宅サービス	70 頁から 75 頁参照。
ケアハウス	家庭での生活が困難な高齢者が、低料金で食事や日常生活のサポートを受けられる施設。
ケアプラン	個々人のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)を中心に作成される介護計画のこと。
ケアマネジメント	介護を必要としている人や家族の問題やニーズに対して、適切な助言・援助を行うこと。また、介護サービス計画を作成し、実際のサービス利用につなげること。
ケアマネジャー	「介護支援専門員」参照。
健康づくり隊	健康づくりに取り組む実践ボランティア。身近な地域の健康づくりリーダーとして活躍し、健康づくりを推進する。
権利擁護	認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。
高齢者虐待	高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」に分類される。
高齢単身世帯	65 歳以上の人一人のみの一般世帯。
高齢夫婦世帯	夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯をいいます。
コーホート要因法	国勢調査人口に基づき自然動態(出生・死亡)、社会動態(転入・転出)の要因を加味して将来人口を推計する方法で、一般的に用いられる人口推計法です。
さ 作業療法士(OT)	身体又は精神に障害のある者、またはそれが予測される者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせる作業療法を用いて、治療、指導及び援助を行う専門職。
サロン	地域の高齢者や障害者の方、子育て中の親などが自宅や公共施設等の身近な場所で、健康増進や子育てに関する情報交換、交流などを行い、地域でいつまでもいきいきと住み

続けられるよう、地域が運営するサロン。

サービス担当者会議	ケアプラン作成のための話し合い。担当のケアマネジャーが主催し、利用者やその家族、プランに関わるサービス事業者など多機関の者が関わることにより、適正にサービスが提供できるよう検討する。
サービス付き高齢者向け住宅	「高齢者住まい法」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。
社会資源	福祉のニーズを充足するために活用される施設や機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能などの総称。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき組織される地域福祉の増進を目的とする団体。
社会福祉士	身体上又は精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者。
主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	介護支援専門員のうち、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務を行う者。
生涯学習	一人ひとりが自己の充実と自らの生活の向上をめざし、自己にもっとも適した手段・方法で、生涯にわたって自発的に行う学習活動のこと。
生活支援コーディネーター	地域包括支援センターと連携・協働し地域のニーズと資源の状況の見える化を図り、関係機関や関係者のネットワーク化を推進する。
生活点検票	地域包括支援センターが実施し、生活機能の低下が見受けられる二次予防事業対象者を抽出する目的で行っている点検票。
成年後見制度	認知症や障害により判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等（身寄りがない場合は市町村）の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等（後見人・補佐人・補助人）を選任する「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断

	能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により 身上相談や財産管理についての契約を結んでおく「任意後 見制度」がある。
セルフケアマネジ メント	自らの身体状況を把握し、それを自分の力で、コントロー ルすること。自己管理。
前期高齢者	市町村の住民のうち 65 歳以上 75 歳未満の人。
た 第 1 号被保険者	介護保険制度において市町村住民のうち、65 歳以上の人。
退院時カンファレ ンス	退院時に、患者の症状や臨床所見について検討するための 会議。
第 2 号被保険者	介護保険制度において、市町村の住民のうち、40 歳以上 65 歳未満の人。
多職種	多様な職種。例えば「医療・介護の多職種連携」の「多職 種」とは、医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、介護福祉士、ケアマネジャー等を指す。
団塊の世代	昭和 22～24 年（1947～49）ごろの第一次ベビーブーム時 代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところか らいう。作家の堺屋太一氏が 1976 年に発表した小説『団 塊の世代』によって登場した言葉。
単独世帯	世帯人員が一人の世帯。
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種 が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護 支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践 力を高める。また、個別課題を通じて、地域でのニーズを 把握し、不足している資源を開発する際のツールとしても 活用する。
地域包括ケア （地域ケア）	住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし 続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護 サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、 さらにはインフォーマルサービスを、有機的に結びつけ て、切れ目なく提供すること。
地域づくり組織	一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地 域にひとつの包括的な自治組織をいう。

地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。
地域密着型サービス	74 頁から 77 頁参照。
地域 S O S システム	高齢者等が行方不明になり、家族から区・自治会長を通じ消防本部へ捜索の依頼があった場合、行方不明者の早期の安全確保のため、区・自治会が市、関係機関及び団体等と連携し、迅速な捜索活動を行うもの。
な 名張市在宅医療支援センター	病気になっても誰もが住みなれた地域や自宅で安心して療養できるよう、在宅医療の総合的な支援を行うための窓口。名張市朝日町 1361 番地 4 名賀医師会内（名張市保健センター 2 階）
名張市食生活改善推進協議会	名張市が実施する「栄養教室」で食生活に関する正しい知識や技術を習得し、地域で食生活改善のための活動に取り組むボランティア組織。
認知症	アルツハイマー病や脳血管障害等の原因による脳の障害によって起こる病気。「物忘れが多くなる」「言葉が出てこない」「段取りができない」などいくつかの症状が現れ、職業生活や社会生活に差し障りが出てくることもある。
認知症ケアパス	認知症を発症し、在宅で生活する上で色々な支障が出てくる中で、その状況にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいかを示すもの。
認知症サポーター	地域で暮らす認知症の人を、商店や交通機関・金融機関など、さまざまな生活場面において支援するほか、地域のリーダーとしてまちづくりの担い手となる人たちのこと。
は パブリックコメント	政策形成過程において計画等の素案を公表し、市民から意見を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続きをいう。
保健師	厚生労働大臣の免許を受け、保健師の名称を用いて、健康の保持増進、疾病の予防・治療、社会復帰、健康教育、健康相談など広く地域住民に対して保健指導を行う者。

保険者 保険事業を行い、将来の保険給付見込等から保険料を計算、徴収して保険給付を行い、その他保険事業に付随する業務を行う運営主体。介護保険の場合、一般的に保険者は市町村。

ま まちの保健室 子どもから高齢者までの保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として市内各地区の市民センター等 15 箇所に設置されています。介護予防や健康教室の実施など福祉と健康づくりの支援を行う。

みえ高齢者元気・か
がやきプラン 三重県介護保険事業支援計画・三重県高齢者福祉計画の総称。介護保険制度を中心とした高齢者福祉施策の円滑な実施のための基本計画。

みえ地域ケア体制
整備構想 三重県が策定する高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の生活を支える医療、介護、住まい等の総合的なサービス提供体制の将来像等を示すもの。

民生委員・児童委員 低所得者や高齢者、児童や妊産婦などの生活状況を把握し、必要な援護活動や心配事相談を行うなど地域福祉の増進のために広範な活動を行う。法に基づいて設置された民間奉仕者。

や 夢づくり広場 歩いていける身近な地域で、健康づくり・子育てや介護予防・ミニデイサービスなど複合的な機能をもつ小規模複合施設。

友愛訪問 高齢者等の見守りや自立を促すために個別に訪問する活動。

有償ボランティア 材料費や交通費などの実費を得て活動するボランティア。

有料老人ホーム 老人福祉法に規定された施設で、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスが付いた施設。

要介護認定 介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査等を行い、介護認定審査会の審査判定を経て認定する。介護の必要度（要介護度）は、「要支援 1・2」「要介護 1～5」の 7 区分に分かれる。

ら 理学療法士（PT）

ケガや病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。

**名張市老人保健福祉計画（第6次改訂）
・介護保険事業計画（第5次改訂）**

～超高齢社会に対応した地域包括ケアシステムの推進～

発 行 三重県 名張市
編 集 健康福祉部 高齢・障害支援室
〒518-0492
三重県名張市鴻之台1番町1番地
TEL：0595-63-7599
FAX：0595-63-4629
E-mail：shien@city.nabari.mie.jp
発行年月 平成27年3月



なばりのナッキー